



三重県における医療通訳者配置の取り組み ～地方都市のモデル構築をめざして～

三重県環境生活部多文化共生課

三重県の概要

三重県の外国人住民数は、41,251人（平成26年12月31日現在、三重県外国人住民国籍別人口調査）で、法務省の在留外国人統計によると、県内総人口に占める外国人住民の割合は全国3位となっています。

国籍別では、ブラジルが全体の27.9%を占め、以下中国、フィリピン、韓国または朝鮮、ペルーと続いており、上位5か国で82.8%を占めています。

在留資格別では、永住者が40%を占めており、平成21年以降1位となっています。特に、南米出身の日系人については、老親を呼び寄せるなど、今後も永住者は増加することが予想されます。

医療通訳

～これまでの取り組みと課題～

三重県では、平成15年度から医療通訳を派遣する取り組みを開始し、同時にポルトガル語の医療通訳養成研修を実施しました。その後スペイン語の養成研修を追加し、平成24年は102名が医療通訳ボランティアに登録していました。

しかし、平成24年までの派遣実績は年間5～10件程度であり、最多でも年間26件でした。医療通訳に対する外国人住民の需要がないのではという意見もありましたが、外国人住民に対する各種アンケートや相談窓口での相談内容からは、病院などを受診する際、日本語が通じないことで困っているといった声は、引き続き上がっていました。

三重県での医療通訳派遣制度（三重県国際交流財団や県内NPOが実施）は、患者もしくは医療機関などから依頼があった場合、医療通訳ボランティアと日程調整を行い、日時を指定して診察などに行きするというものです。

利用料金（通訳者の交通費など）は患者もしくは病院

が負担することになっています。

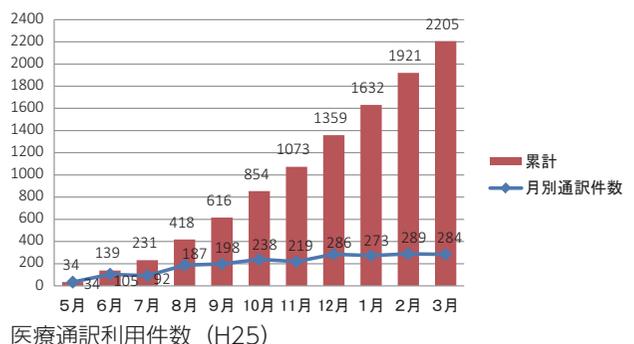
利用件数と把握している外国人住民の声に乖離があり、需要があるにもかかわらず、利用件数が伸びない理由を検討するため、制度を再度分析したところ、次のような問題点が浮かび上がりました。①医療通訳者は、仕事を持っていることが多く、マッチングがうまくできない、②利用料金が患者負担となることが多く、外国人住民が利用しにくい。ほかにもいくつかの問題点が判明しましたが、大きくはこの2点でした。

医療通訳配置モデル事業

医療通訳を利用する際、課題となっていることを具体的に検証するため、平成25年度に国の緊急雇用創出事業を活用し、医療通訳配置モデル事業（以下「配置事業」という。）を行いました。

配置事業は、ポルトガル語2名、スペイン語3名の医療通訳者とコーディネーター1名を採用し、10の医療機関などに曜日を決めて常勤配置し、利用者が費用負担なしで利用できるものです。医療通訳者には、配置前に約60時間の研修を実施し、配置後も約93時間のフォローアップ研修を行い、医療通訳に関する十分な能力を担保することとしました。

配置事業を実施することにより、医療通訳の需要の有無を把握し、また病院への配置というシステムが有効で





あるのかどうかを検証しました。

配置事業開始当初こそ外国人住民への周知が行き届かなかったため、月間 34 件の利用でしたが、その後は、月間 100 件を超える利用実績があり、年間で 2,205 件の利用件数となりました。派遣の実績と比べると大きな成果を上げたと言えます。

患者からは「医師の説明、検査や薬のことがやっと理解できた」という声。病院からは「治療方針に関し、患者と共通認識がもてるようになった」という声が聞かれました。また、患者や医療従事者へのアンケートによると、患者が 100 % 配置を望んでいたのはもちろんのこと、医療従事者の約 90 % が配置は必要と回答しており、医療機関の意識を変化させることになりました。

配置事業は、緊急雇用創出事業を活用した 1 年限りのものでしたが、この成果を受けて、平成 26 年度も医療通訳者配置の継続を依頼したところ、5 医療機関などにおいて配置されることとなり、医療通訳者のうち 2 名が継続して雇用されることになりました。

配置にかかる費用は医療機関などが負担しており、患者の費用負担は発生していません。

今後に向けて

平成 27 年度も配置は継続されており、いくつかの医療機関などで配置する日数も増えています。特にある医療機関においては、週 5 日間配置されることになるなど、今後も、配置拡大が期待できます。

三重県の取り組みの特徴としては、ほかの業務（看護や医療事務）との兼務ではなく、医療通訳専門の職員として配置されていること、病院での常勤配置を試験的に自治体が行い、継続配置に繋がったことがあげられます。また、平成 26 年度以降は、医療機関などが配置に係る費用を負担していることも特徴と言えます。

今後、整理していくべき課題としては、費用を本来だれが負担すべきか、医療通訳の質の確保をどう担保するかということがあります。

三重県における配置事業では、医療機関などが医療通訳配置に係る費用を負担していますが、公的医療保険の対象とすることも含めて、誰が負担すべきであるかという議論を行っていく必要があります。

医療通訳者に対しては、人材育成に多くの研修を実施しました。また、配置事業の実施を通して、専門的な能

力が必要であることも分かってきました。

三重県で医療通訳を行う人材の多くはほかに仕事を持つ外国人住民です。交替制の職場で勤務する者も多くいます。そのため、ボランティアで医療通訳を行うことには限界があります。仕事として医療通訳を行えるようにするためにも、何らかの公的な資格により、質の担保が必要となります。

医療通訳の人材が、外国人住民であるなどの理由から、ボランティアとして、もしくは、患者に同行して行う医療通訳制度を確立することが難しいと思われる地方の都市において、職業として医療通訳者を配置するという取り組みは 1 つのモデルになると考えています。いくつかの課題は残されていますが、今後も医療通訳の配置に係る取り組みを進め、地方の都市における最適な医療通訳制度の確立に向けて取り組みを進めていきたいと考えています。

医療通訳者を配置している 三重県内の医療機関等 (平成 27 年度)

●ポルトガル語

三重県立総合医療センター

月曜日 (病棟通訳のみ)

四日市市立四日市病院 火曜・水曜・金曜日

鈴鹿中央総合病院 火曜・金曜日

鈴鹿市保健センター 1 歳半・3 歳児健診時

三重大学医学部附属病院 月曜日から金曜日

津市久居保健センター 1 歳半・3 歳児健診時

●スペイン語

桑名市総合医療センター 月曜日から金曜日

鈴鹿市保健センター 1 歳半・3 歳児健診時

●フィリピン語

済生会松阪総合病院

水曜日